

令7福情答申第2号

令和7年6月10日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(住宅都市みどり局建築指導部建築調整課)

福岡市情報公開審査会
会長 作間 功
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和4年8月19日付け住開第190号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定年月日に建築指導課に違反建築物の情報提供した資料に記載してある全案件の調査方法と調査結果及びその対応について」及び「特定建築確認検査機関に対し建築基準法第77条の32第2項により行った指示の内容及びその回答(対応方法)について」に係る非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「特定年月日に建築指導課に違反建築物の情報提供した資料に記載してある全案件の調査方法と調査結果及びその対応について」わかるもの及び「特定建築確認検査機関に対し建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の32第2項により行った指示の内容及びその回答（対応方法）について」わかるもの（以下併せて「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和4年5月16日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

- (1) 令和4年5月2日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和4年5月16日、実施機関は、条例第10条第1項の規定により本件対象文書の存否を明らかにしないで、条例第11条第2項の規定により非公開とする本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年7月26日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 本件公開請求について

審査請求人は、実施機関の事務担当課である建築指導課に対し、情報提供の違反建築物について、適切な対応をするよう求めた実施機関による

調査（以下「本件調査」という。）の個々の結果の公開を求めているわけではない。今回の原因及び問題の有無は公開すべきだと考える。また、実施機関の調査結果に係る国土交通省への連絡内容に関する文書についても請求内容に含まれる、と主張する。

(2) 本件決定について

審査請求人が実施機関の事務担当課である建築指導課に対し、適切な対応を求めて情報提供した違反建築物について、実施機関が本件調査の内容を公開しないとする本件決定は、条例第1条に反し、「市民の知る権利を具体化するため、（中略）市民の監視と参加の下にある公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。」という本条例の趣旨を遵守しているとは市民として認めることができない。

情報提供のうち特定建築物については、当初『適』が後に『不適』だったと変わるなど当初の調査はいい加減であったとしか言えず、他の案件も同様で信用できるものではない。処分庁の調査方法は適切なのか、なぜ見解が変わったのか等、疑念が生じる。よって、処分庁の調査方法について公開されるべきである。これは条例第1条の目的そのものであり第7条各号には該当しない。

実施機関は本件決定の理由として条例第10条第1項に該当するとしているが、審査請求人の情報提供に対する実施機関の回答メールの記載内容から本件調査に関する公文書は存在していることがわかる。条例第7条の適用される部分はあるかもしれないが、すべてを非公開とすることは、条例第1条の目的を無視した判断であるといえる。

違反建築物が生じた主な要因は、指定確認検査機関の能力不足から確認審査における審査ミスを起こし、完了検査時においても適正な処理も行わず、建築主等に間違いを隠すため、設計者（監理者）と共謀して、違反建築物のまま検査済証を交付したことにある。

当該各案件の建築主には状況を知らされていないはずであり、公開しないことは建築主個人の権利権益を害する恐れがあるといわざるを得ない。

指定確認検査機関と設計者が行った違反を隠蔽するという行為は条例第7条第2号の規定を踏まえて「公にすることが必要である」と判断されるべきである。

なお、他都市で対応結果を公開された文書によれば、設計者名や個人名は削除されているが、調査の結果等は公開されている。

(3) まとめ

現地や建築確認申請書をみれば、違反建築物であることは明らかなた

め、個々の結果（違反有無）の公開を求めているわけではない。当然処分は個々の結果を建築主に説明していることと思う。それまで建築主には何も知らされていないはずである。是正が生じたとしても、その費用等は建築主ではなく、機関等が負担するべきことになるはずである。違反建築物が発生した原因が機関等の隠蔽もしくは技術的な能力不足によるところであるとするならば、その内容を公表し明らかにすることは建築主の利益を守ることになるのではないか。弁明意見書にある個人とは建築主を指すと思う。よって、建築主のためにも必要な情報は公開すべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明意見書における主張

本件処分は、実施機関である福岡市長が、条例第 10 条第 1 項に基づき行ったものであり、適法かつ妥当な処分である。

違反建築の取り締まりにあたっては、市民や関係機関からの通報や情報提供及びパトロール等により対象建築物等を把握し、現地調査等により違反の有無やその内容の確知を行っている。

また、建築基準法第 77 条の 32 第 2 項に基づき、特定行政庁は指定確認検査機関に対し、当該確認検査の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

それら関係書類については、それらが個人又は法人（以下実施機関の主張において「個人等」という。）の情報であること、また建築指導行政の執行に支障を来すおそれがあることから、違反等の内容や程度が悪質で社会的影響が大きいものなどを除き、以下の理由で原則非公開としている。

- ① 関係書類は、個人等の違反等に関する情報であって、特定の個人等を認識することができるものである。しかも個人等の違反に関する情報は、個人等の情報のうちで最も知られたくないものに属し、公にすることにより、個人等の権利利益を害する恐れがある。（条例第 7 条第 1 号及び第 2 号）
- ② 違反者は、非公開であることを前提に、福岡市が行政指導を行う上で必要となる様々な情報を示すが、公開されることが前提となれば、福岡市から情報が明らかになることを恐れ、十分な情報を示さないこととなり、この結果、適切な指導を行うことができなくなるおそれがある。
- ③ 調査や指示の内容を公開すると、違反者に対する是正指導や指定確

認検査機関に対する指示等の内容が詳細に分かることになり、福岡市が行う是正指導等の傾向を把握できることになるため、他の建築物の違反の助長を引き起こす等、違反建築物の是正指導事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがある。(条例第7条第5号)

また、特定した建築物に関する文書の存否そのものの公開については、存否の公開により特定した建築物が違反建築物であるかの判断が可能となるため、これについても違反の内容や程度が悪質で社会的影響が大きいものなどを除き、原則、存否の回答を拒否するものとしている。

よって、条例第10条第1項の規定により、存否そのものの回答を拒否したものである。

なお、当該規定は、当該情報を公にすることになり保護される人の生命、財産等の利益とこれを公にしないことによる個人等の権利利益を比較考慮し、前者の利益が後者のそれを上回る時には、これを公開しなければならないものと理解している。

(2) 口頭意見陳述における主張

本件決定については、「公文書の存否を回答するだけで、当該調査の事実の有無や、当該建築物及びその所有者等が関与している事実が明らかとなり、条例第7条第1号及び第2号に掲げる非公開情報として保護する利益が損なわれる」として、存否応答拒否した。この「保護する利益」には、建築物における資産価値や、所有者等の権利等が当たると考えている。

また、建築物の違反に関する情報は、建築物が資産の中でも価値が高いものであることを踏まえると、実際の違反の有無に関わらず、所有者や関係者への風評被害などにより権利利益を害するおそれがあると解される。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書の存否の情報について

審査請求人は、自身が実施機関に対して建築基準法上の違反がある旨を情報提供した建築物に関連し、当該建築物及び関係者に対して実施機関が行った調査や指導（以下「調査等」という。）が記録されている公文書の公開を求めているものと解される。

これに対し実施機関は、公文書の存否を回答するだけで、条例第7条第1号（以下「第1号」という。）、同条第2号（以下「第2号」という。）及び同条第5号（以下「第5号」という。）の非公開情報を明らかにすること

になるとして存否応答拒否を行っており、本件対象文書の存否の情報は、特定の建築物及び関係者に対して実施機関が調査等を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）であると解される。

2 存否応答拒否決定について

条例第10条第1項は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。当該規定は、当該公文書は存在するが非公開とする回答又は当該公文書は存在しないとする回答によって、非公開とすべき情報についての事実が明らかとなり、本来ならば非公開とすることによって保護される利益が害される場合等には、当該公開請求を拒否することができるとするものである。

そこで、以下においては、本件対象文書の存否の情報が、上記規定に該当するか否かについて検討することとする。

3 第1号、第2号及び第5号について

(1) 第1号について

第1号の規定は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、同号ただし書アは、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報を、同号ただし書イは、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を、それぞれ例外的に公開することを規定している。

(2) 第2号アについて

第2号アの規定は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に定める情報を除いて、非公開とするものと定めている。

同号ただし書は、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を、例外的に公開することを規定している。

(3) 第5号について

第5号の規定は、市の機関等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報としている。

そして、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることによる利益との公共性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。

4 第1号又は第2号該当性について

本件存否情報については、特定の建築物の所有者や関係者が個人である場合にあっては第1号該当性を、法人である場合にあっては第2号該当性を、それぞれ判断する必要があるから、当審査会としては、まず、本件存否情報の第1号又は第2号該当性について検討を行うこととする。

(1) 第1号本文又は第2号本文の非公開情報該当性について

本件存否情報は、特定建築物の所有者等が個人である場合にあっては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるから、第1号本文に該当するものと認められる。

また、法人である場合にあっては、本件存否情報が明らかにするだけで、実施の違反の有無にかかわらず、当該建築物に違反のおそれがあると推測され、風評被害によって当該建築物の財産的価値を損なうおそれがあるといった実施機関の主張は首肯できることからすると、第2号本文に該当すると認められる。

(2) 第1号ただし書イ又は第2号ただし書の公開情報該当性について

ア 審査請求人は、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、本件存否情報を公にすることが必要である旨を主張していることから、第1号ただし書イ又は第2号ただし書の該当性について検討する。

イ 建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている（第1条）。そして、同法に違反する建築物等に対する措置については、同法第9条第1項において、「違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。」とし、これらの命令を発出した場合には、同条第13項において、「標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。」（以下「公示」という。）と定めている。その一方で、同法は、違反建築物に対するものとしては、前記の命令による場

合を除いて公示を行う旨の規定を置いていない。

また、建築基準法第9条第1項の規定に基づく是正命令は、特定行政庁である実施機関によって、建築基準法が規定する行政目的の達成のために行使されるものであり、当該権限が付与された趣旨・目的に照らし、当該権限を行使しないことが著しく不合理であり、裁量権の濫用・逸脱があると認められるような特段の事情がある場合は別として、その判断は特定行政庁の裁量に委ねられていると解されている。

ウ また、同法は、基準に違反していることをもって一律に是正を強制するわけではなく、違反の程度等に応じて段階的に措置がとられる仕組みとなっており、是正命令等の措置以外の場合においては、公示を認める規定を置いておらず、違反建築物等について一律に公示することは予定していない。

エ そうすると、同法において是正命令の適用がなく公示されていないにもかかわらず、第1号ただし書イ又は第2号ただし書の該当性を認めて公開した場合には、その公開は、同法の規定によることなく、同法に基づく公示の措置と同等の効果をもつこととなるのであるから、すでに述べたように、是正命令等が発せられた場合のみ公示の措置をとることとしている同法の趣旨を逸脱する結果となるといわざるを得ない。

オ そうであれば、同法との関係で、第1号ただし書イ又は第2号ただし書が適用されるのは、同法に基づく是正命令等が発せられているか、あるいは公示が行われているとの事実が確認できる場合であって、そのような事実がないときは、同法の目的を考慮してもなお、本件存否情報を公開することによって、条例の上記条項の定める人の生命等の具体的法益を保護する必要性があると判断されるような場合に限られると解するのが相当である。

カ そして、本件においては、特定建築物については是正命令等の発出ないし公示の事実がなく、人の生命等を保護するために必要かどうかを判断すべき特段の事情も確認できない以上、第1号ただし書イ又は第2号ただし書に該当するものとは認められない。

(3) 第1号ただし書アの公開情報該当性について

ア 審査請求人は、実施機関とのメールのやりとりによって公文書の存在は明らかになっている旨を主張していることから、第1号ただし書アの該当性について検討する。

イ もとより公文書公開請求の制度は、何人に対しても等しく当該情報を公開するものであるから、公開を求める者の個別の事情によって判

断が変わるものではないが、審査請求人と実施機関とのやりとりから、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事情は認められないから、第1号ただし書アに該当するものとは認められない。

(4) 小括

以上のことから、本件存否情報は、第1号本文又は第2号アに該当すると認められるから、第5号の該当性については、当審査会において重ねて判断しないものとする。

5 条例第10条第1項該当性について

本件公開請求については、本件存否情報を明らかにすることにより、第1号又は第2号アの非公開情報を公開することになるため、実施機関が条例第10条第1項に該当するとして存否応答拒否を行った本件決定は妥当である。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年8月19日	実施機関からの諮問
令和4年10月24日	実施機関の弁明意見書を收受
令和4年12月1日	審査請求人の反論意見書を收受
令和6年10月21日（第2部会）	審議
令和6年11月27日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和6年12月25日（第2部会）	審議
令和7年1月29日（第2部会）	審査請求人の口頭意見陳述・審議
令和7年2月26日（第2部会）	審議
令和7年3月21日（第2部会）	審議
令和7年4月16日（第2部会）	審議

令和7年5月21日（第2部会）

審議

第6 答申に関与した委員

作間功、北坂尚洋、鈴木崇弘、山下亜紀子